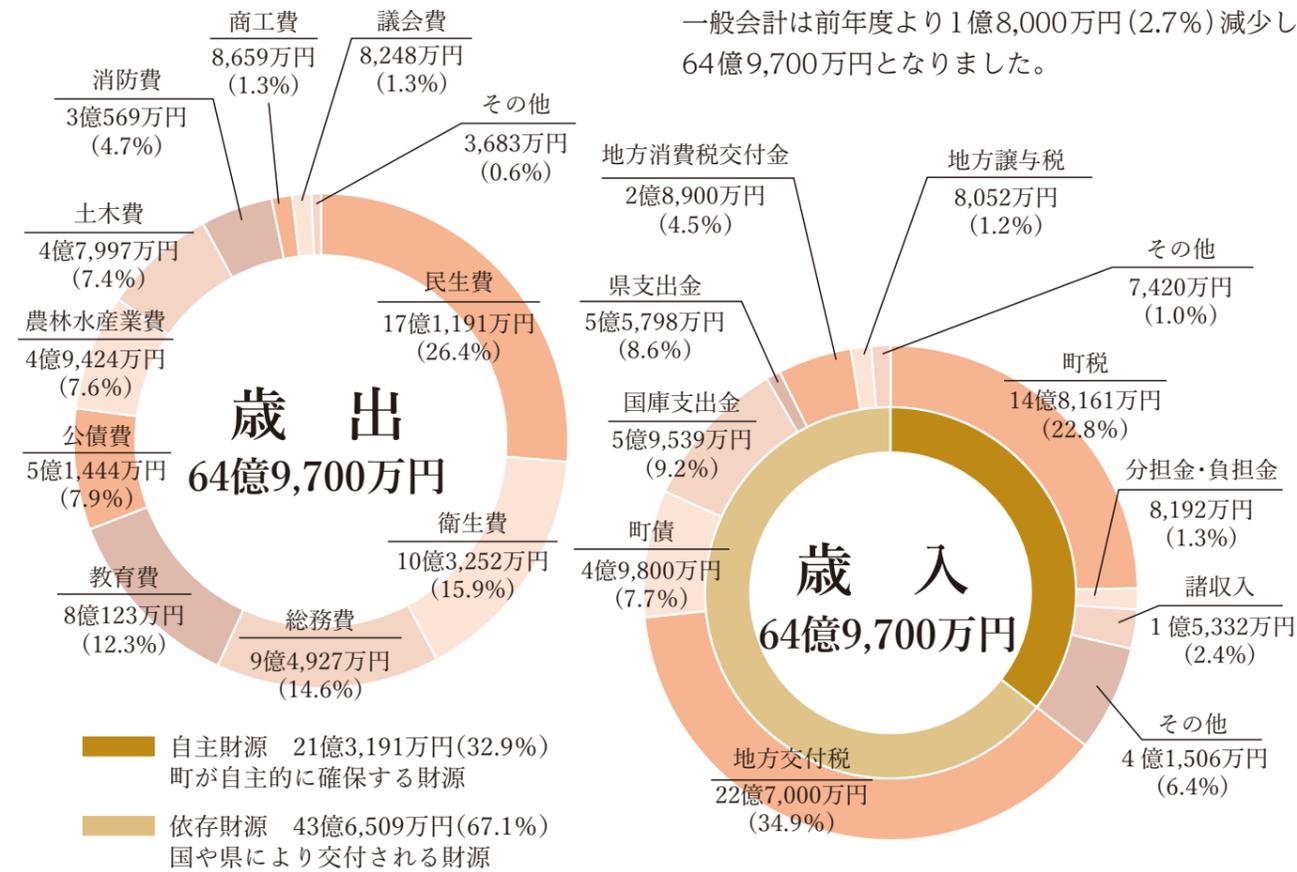


令和6年度 まちの予算

一般会計は前年度より1億8,000万円(2.7%)減少し、64億9,700万円となりました。



自主財源 21億3,191万円(32.9%)
町が自主的に確保する財源

依存財源 43億6,509万円(67.1%)
国や県により交付される財源

特別会計・企業会計の予算額

会計名	予算額	増減額	増減率	
特別会計	国民健康保険	16億4,090万円	-1億934万円	-6.2%
	後期高齢者医療	2億1,707万円	+1,520万円	+7.5%
	食肉センター	1億4,299万円	+527万円	+3.8%
	訪問看護ステーション	3,380万円	+743万円	+28.2%
	介護保険	15億3,385万円	-1,451万円	-0.9%
企業会計	水道事業	6億910万円	+1,381万円	-2.2%
	病院事業	13億544万円	+519万円	+0.4%

用語解説

歳出

民生費 高齢者や障害者、子育て支援などの社会福祉に使うお金

衛生費 ごみ処理や水道、病院、健診など保健衛生や健康増進などに使うお金

総務費 人事管理、財産管理、地域振興、税務事務などに使うお金

公債費 国や金融機関から借り入れたお金を、返済するお金

歳入

地方交付税 財政力の格差を調整するために国から交付されるお金

国庫支出金 特定の事業に対して、国から交付されるお金

県支出金 県が行う事業を町へ委託する場合などに県から交付されるお金

町債 町が必要な財源を調達するために借り入れるお金

木造住宅の耐震診断や改修工事費用を補助

町では、耐震診断や耐震改修を行う場合に、費用の一部を助成します。補助を受けるには、耐震診断や耐震改修を実施する前に、役場への申請が必要です。

助成の対象

町内の方が所有・居住している昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断・改修

補助額

- 耐震診断に要する費用の1/2 (上限4万円)
 - 耐震改修に要する費用の1/3 (上限50万円)
- ※補助対象となるには耐震診断士(県主催の既存木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習会の修了者)による診断が必要です。

まちづくり課 建設係 ☎86-6074

倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用を補助

町では危険ブロック塀などの倒壊による事故や被害を防止するために、倒壊の恐れがあるブロック塀に対して補助を行っています。

補助条件

道路に面している高さ1.2メートル以上のブロック塀などを、高さ0.6m以下に撤去すること。(コンクリートブロック塀、石造の塀、レンガ作りの塀、万年塀など)

補助額

10万円を限度とする補助対象経費の1/2

まちづくり課 建設係 ☎86-6074

3世代ファミリー定住支援事業申請受付中

町では、3世代の家族が同居することにより、子育て環境の充実、高齢者支援を推進するとともに、定住化の促進を図るため、子世代と親世代が同居するための新築・増築・リフォームなどにかかる費用の一部を補助します。

対象者 3年以上継続して親・子・孫(中学生以下)の3世代が同居する見込みのある者

補助額 定額20万円

- 対象要件**
- 着工前に申請書を提出すること
 - 申請年度内に工事が完了すること
 - 親または子が工事の契約者であること
 - 町税などに滞納がないこと
 - 新築、増築、リフォームなどにかかる町他の補助金を受けていないこと

対象工事 令和6年4月1日以降に着工する新築・増築・リフォームなどにかかる200万円以上の工事(敷地造成、門、塀などの外構工事や家具・家電製品などの購入費、物置、車庫は対象外)

※同一敷地内であれば、離れ(母屋と分離した建物)も対象

まちづくり課 建設係 ☎86-6074

結婚新生活支援補助金

対象者 町で婚姻届を提出した39歳以下の夫婦

補助額 15万円~60万円

※夫婦の年齢、所得により補助額上限あり
住居費用や引っ越し費用の補助



総務課 企画財政係 ☎86-6084

移住支援事業補助金

東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県)から町に移住する世帯に最大400万円の補助金を交付します。

単身世帯は60万円とし、18歳未満の子育て世代子ども1人につき100万円加算します。(上限200万円。ただし子どもが3人以上でかつ15歳以上18歳未満の子どもがいる場合は上限300万円)

- 対象要件**
- 通算5年以上東京圏に在住
 - 東京23区内に通勤、通学していた
 - 継続して5年以上東庄町に住む意思がある
 - 移住支援金対象法人へ就職、テレワークにより東京の事業を継続するなど

申請期限 転入後3カ月以上1年以内

総務課 企画財政係 ☎86-6084